

入管庁発表「令和7年における難民認定数等について」・「令和7年の出入国在留管理業務の状況」を受けてのコメント

全国難民弁護団連絡会議
2026年3月27日

本日、出入国在留管理庁ウェブサイトにおいて、「令和7年における難民認定数等について」・「令和7年改正入管法の運用状況について」が発表されました。これらを受け、当会議から主な問題点について次のとおりコメントします。

1 全体の難民認定の状況

2025年の全体の難民認定者数は187人でおおむね前年並となっていますが、アフガニスタンが123人でそれ以外は64人に留まり、保護されるべき難民が十分に保護されない厳しい状態は依然として継続しています。

ミャンマーの難民認定者数については、9人と前年の33人からさらに減少しており、補完的保護認定者数は一定程度増加しているものの、ミャンマーの情勢からすれば本来は難民認定を受けるべきものと考えられます。ここにも端的にあらわれているとおり、出身国情報が難民認定に活かされていない実態をみることができます。

2 「誤用・濫用的な申請」の実情

入管庁は、不法滞在者ゼロプランにより、B案件（難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件）の類型化を行った結果、これに該当する者が80人から1615人に増加し、在留制限を行ったことによって「誤用・濫用的な申請」が抑制されていると発表しています。

しかし、入管庁がいう類型化の内容は明らかにされておらず、保護を必要とする者が個別事情の十分な調査のないままに保護を拒否されている可能性が懸念されます¹。

3 審査請求手続の機能不全

2025年に審査請求手続（一次手続で不認定を受けた場合の不服申立制度）で難民認定を受けた者がわずか4人となっており、前年の14人からさらに減少しています。

さらに、月別の統計を見ると、2025年1月から11月までは0人の状況が継続していたものであって、不服申立制度として機能していない状態が顕著になっているものです。

¹ 入管庁は、「誤用・濫用的な申請」が多く含まれているとする申請を取り下げた者の上位国として、タイ、スリランカ、トルコ、インドなどを挙げている。2025年において、これらの国の出身者は日本では難民認定を受けていないが、オーストラリアをはじめとする他国では、一定数の者が難民認定を受けている。

4 難民申請者に対する送還の増加

入管庁の発表によれば、2025年の護送官付送還が318人で過去最高となっており、その内、送還停止効（難民申請中は送還が停止されるという効果）の例外を適用して送還した人数は59人に上っています（3回目以降の難民申請者52人、無期又は3年以上の実刑判決を受けた者等7人）。

しかし、3回目以降の難民申請者でも訴訟で難民と認定された事例が示しているとおり、送還停止効の例外に該当する場合であっても、難民である可能性は否定できないものであるとともに、所定の実刑判決を受けた者を送還可能としていることも難民条約上の要件を逸脱しているとの指摘のとおり、いずれも難民条約に違反する自体を招くおそれがあるものです。

5 結論

以上のように、2025年においても、前年並の難民認定者数とする入管庁の発表にもかかわらず、国際的な保護が必要な者が保護を受けられない状況は依然として変わっていないと言わざるを得ません。

入管庁に対しては、難民として保護されるべき全ての人々が、速やかに難民として認定を受け、日本で保護を受けられるよう、上記問題点の改善と、適正な制度の実施を求めます。

以 上